防災 Prepare for disaster

梅雨前に備えて安全・安心！

全国一斉・情報伝達訓練 5/16㈬午前11時にメールなどを配信

地震・武力攻撃などの発生に備え、Jアラート（全国瞬時警報システム）を使った情報伝達訓練が、全国一斉に行われます。

本市では、防災情報メール・電話・FAXなどで情報伝達を行いますので、登録済みの人は必要に応じてマナーモードにするなど、協力をお願いします。

配信日時＝5月16日㈬午前11時ごろ

問合せ先＝安心まちづくり室（☎64-1307）

◎防災情報メール

あらかじめ登録したメールアドレス宛てに、地震や気象警報などの防災情報を電子メールで配信します。全国どこでも本市の防災情報を受信できるのが特徴です。

登録方法＝次の専用ホームページにアクセスし、画面に従って登録してください

▼**携帯電話・スマートフォンから**…http://panasender.jyouhou-station.jp/Kyota-Main/mobile/main.html（＝右図）

▼**パソコンから**…http://panasender.jyouhou-station.jp/Kyota-Main/

◎防災情報を電話・FAXで配信

配信方法・対象＝▼FAX…聴覚に障がいがあり、障害者手帳を持っているか、防災情報メールの受信環境がなく、広報車などの放送が聞こえない人。FAX受信機が必要です▼**電話**…視覚に障がいがあり、障害者手帳を持っている人

申込方法＝健康福祉政策推進室（☎64-1370、FAX 63-5777）にある申込書を提出してください

木津川の危険時にメールでお知らせ「川の防災情報」で水位などをチェック

国は、木津川で氾濫の危険が高まったとき、携帯電話会社を通じて緊急速報メールを発信します。メールが届いたら、木津川の水位などがリアルタイムで確認できる国のホームページ「川の防災情報」を閲覧し、避難などに役立てましょう。

問合せ先＝国土交通省淀川ダム統合管理事務所（☎072-856-3131）

◎川の防災情報

水位計で測定した川の水位・カメラ映像の川の様子・雨の状況が視覚的に分かりやすく確認できます。

QRコード（＝右図）からアクセスできます。

まるごとまちごとハザードマップ 木津川の想定浸水深を15カ所に表示

市は、まちなかに最寄りの避難所などの防災情報を分かりやすく表示する「見える化」を進めています。

このたび、市と国は、木津川が氾濫した場合に浸水する深さを示した表示板を、公園・電柱・公民館の15カ所に設置しました。

日ごろから、洪水への意識を高めるとともに、万が一の時は、安全でスムーズな避難に役立ててください。

問合せ先＝安心まちづくり室（☎64-1307）

防賀川公園に設置している表示板

神矢樋門・ポンプ点検　5/15㈫～19㈯ 防賀川・馬坂川の水位上昇に注意

国土交通省淀川河川事務所は、梅雨時期を前に木津川神矢樋門・救急排水ポンプ施設の点検を行います。

これらの施設は、草内・東・河原地区を流れる防賀川と馬坂川流域の重要な洪水対策施設です。点検期間は、防賀川・馬坂川の水位が最大2mほど上昇するため、子どもたちが近付かないよう注意してください。

点検期間＝5月15日㈫～19日㈯

問合せ先＝▼淀川河川事務所（☎072-843-2861）▼淀川河川事務所木津川出張所（☎62-0075）

神矢樋門・救急排水ポンプ見学会

国土交通省職員が、樋門の役割・治水などについて解説します。迫力ある放水を見学し、防災について学んでみませんか。

日にち＝5月19日㈯

集合時間・場所＝▼A班…午後0時45分・中部住民センター。水害や堤防の植物の話を聞きながら現地に向かいます▼B班…午後1時30分・田辺木津川運動公園

持ち物＝筆記用具

申込方法＝FAX・電子メール（件名は「神矢樋門見学会」）で、住所・氏名・電話番号・希望の班を連絡してください

申込・問合せ先＝木津川河川レンジャー事務局（☎072-861-6801、FAX 072-841-5663、メールアドレス cyuuou-kasen@nifty.com）

Information お知らせ

▼納期限内に納付されなかったときは、督促状を発送します。督促状を発送した場合は、督促手数料200円を加算します。

▼滞納した場合、延滞金を徴収することがあります。また、滞納分の税の徴収は京都地方税機構が行います。

▼口座振替・自動払込の人は、納期限の前日までに登録口座の預貯金残高を確認してください。

市税などの納期限

種別	納期限	問合せ先
固定資産税（第1期）	5月31日㈭	税務課 ☎64-1318
軽自動車税		
自動車税		山城広域振興局税務室 ☎23-5400

軽自動車税・自動車税 納税通知書を発送

軽自動車税・自動車税の納税通知書を5月上旬に発送しますので、金融機関やコンビニなどで納付してください。

問合せ先＝▼軽自動車税に関すること…税務課（☎64-1318）▼自動車税に関すること…京都府山城広域振興局税務室（☎23-5400）

軽自動車税・自動車税の障がい者減免申請

身体に障がいのある人などを対象に、軽自動車税・自動車税の減免申請を受け付けます。減免は、軽自動車・普通自動車を合わせて、障がい者1人につき1台です。

■**軽自動車税**

対象車両＝▼障がい者本人が所有し使用する▼障がい者本人が所有し、障がい者と生計を共にする人が障がいのために継続的に使用する▼重度の障がい者と生計を共にする人が所有し、主に障がい者のために使用する▼障がい者本人が所有し、障がい者のみで構成する世帯の障がい者を常時介護する人が、障がい者のために使用する

申請方法＝納税通知書、印鑑、減免を希望する車両の自動車検査証、身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳など、マイナンバーカード（ない人は通知カードと本人確認書類）を持参してください

申請期間＝5月7日㈪～31日㈭

申請・問合せ先＝税務課（☎64-1318）

■**自動車税**

減免対象範囲や申請方法など、詳しくは問い合わせてください。5月17日㈭は、府山城広域振興局田辺地域総務室に臨時相談窓口を設置します。

申請期限＝5月31日㈭

問合せ先＝京都府山城広域振興局税務室（☎23-5400）

退職したら国民年金の手続きを

厚生年金・共済年金の加入者が20歳以上60歳未満で退職したときは、退職者本人と退職者に扶養されている60歳未満の配偶者は、国民年金の第一号被保険者となるための手続きが必要です。第一号被保険者になると、これまで勤務先で徴収されていた保険料を、自身で納付することになります

保険料＝月額1万6千340円

■**特例免除制度**

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、納付が免除される特例免除制度があります。免除申請が承認されると、将来受け取れる年金が減額されますが、10年以内に追納すれば増やすことができます。

申請の遅れや未納があると、万一のときに障害年金などが受け取れないことがありますので、必ず申請・納付してください。

手続方法＝マイナンバーが分かる書類（ない人は年金手帳）・印鑑・退職（失業）を確認できる離職票などの写しを持参してください

手続き・問合せ先＝▼市民年金課（☎64-1333）▼京都南年金事務所（☎075-643-2547）

人権擁護委員相談

人権擁護委員とは、地域の皆さんの身近な相談相手として人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をする人たちです。

全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に一層の人権尊重意識の啓発に努め、全国で人権相談を行います。

身の回りの悩み事などの相談も受け付けます。秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。予約もできます。

日にち＝6月1日㈮

時間＝午後1時30分～4時

場所＝市民相談室

問合せ先＝人権啓発推進課（☎62-4343）

赤十字活動資金にご協力を

5月は赤十字運動月間です。日本赤十字社による国内外での災害時救護・支援活動、救急法・家庭看護法の普及、血液事業の推進などのため、寄付金の協力をお願いします。

問合せ先＝社会福祉課（☎63-1127）

5月30日～6月5日 ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日（ごみゼロの日）～6月5日（環境の日）は、全国ごみ不法投棄監視ウィークです。不法投棄は犯罪です。不法投棄をした人・企業には、5年以下の懲役もしくは1千万円（企業は3億円）以下の罰金が課せられる場合があります。

市は、6月3日㈰のクリーンアップ京田辺・市民一斉清掃の日に合わせ、不法投棄の巡回・回収などを重点的に行います。また、不法投棄の未然防止・早期発見のため、監視カメラ・啓発看板を設置し、環境パトロールを行っています。道路・公園・河川などで不法投棄を見つけた時は、環境課や田辺警察署（☎63-0110）に連絡してください。監視の目が不法投棄を減らします。私たちの力で、美しく住みよい環境を守りましょう。

問合せ先＝環境課（☎64-1366）

生産緑地地区変更案の縦覧

生産緑地地区の都市計画の変更案の縦覧を行います。

期間＝5月14日㈪～28日㈪（土・日曜日を除く）

時間＝午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除きます）

場所＝計画交通課

問合せ先＝計画交通課（☎63-1219）

市内で138人が活動 民生委員・児童委員に相談を

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員は、児童委員を兼ねており、生活上の悩み事・心配事の相談、社会福祉制度・サービスの紹介、高齢者や子どもの見守り、子育ての相談を行っています。

市内では、厚生労働大臣の委嘱を受けた138人の委員が活動しています。困ったときは地域の民生委員・児童委員に相談してください。また、子育て支援を専門とする主任児童委員も相談に応じます。相談の秘密は厳守します。

問合せ先＝社会福祉課（☎63-1127）

◎新任委員の紹介

市は、新たに次の民生委員・児童委員を委嘱しました。任期は平成31年11月30日までです。

民生委員・児童委員＝神田紀久重さん・宮西信幸さん（松井ケ丘）、山下登喜江さん（府営田辺団地）

行政情報を公開

市は、市民の知る権利を尊重し、行政情報を公開することで、行政の透明性を確保し、市政に対する理解や信頼を深めてもらえるよう、公文書や自己の個人情報の開示を行っています。

平成29年度の利用状況を左表のとおりお知らせします。

問合せ先＝総務室（☎64-1337）

個人情報開示等制度の利用状況

開示などの請求件数	開示	10件
	訂正、消去、利用・提供停止	0件
実施機関別の請求件数	市長部局	7件
	議会	0件
	教育委員会	0件
	その他機関※	3件
開示などの状況	開示	3件
	一部開示（一部不存在含む）	6件
	非開示	0件
	文書不存在など	1件
審査請求の状況		0件

情報公開制度（公文書開示）の利用状況

開示請求（申出）件数		87件
実施機関別の請求（申出）件数	市長部局	58件
	議会	2件
	教育委員会	5件
	その他機関※	22件
開示などの状況	開示	48件
	一部開示（一部不存在含む）	32件
	非開示	4件
	文書不存在など	3件
審査請求の状況		2件

※選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・水道事業管理者・消防長

三山木中央一丁目～九丁目誕生／商業登記の手続きをお忘れなく！

住所などの変更証明書を発行

三山木地区特定土地区画整理事業地内の住所を、5月19日から「三山木中央一丁目～九丁目」に変更することに伴い、住所変更などの証明を発行します。住民票変更の手続きは不要ですが、運転免許証の住所変更などが必要となりますので、必要な人は申請してください。

また、同地区に事務所を設置する法人は、必ず、所在地変更の手続きを行ってください。また、同地区外の法人でも、役員が同地区に居住する場合は手続きが必要です。

郵送で請求する場合は、問い合わせてください。

証明書発行日＝5月21日㈪から

手数料＝無料

個人　住所変更・本籍地変更の証明
▶運転免許証の住所変更などで必要

発行場所＝市民年金課、北部・南部サービスコーナー

対象＝5月19日に同地区に在住するか本籍のある人

申請方法＝申請者の本人確認書類を持参してください。代理人が請求する場合は、証明書が必要なことが分かる書類（車検証・登記簿の写しなど）か委任状を持参してください

申請・問合せ先＝市民年金課（☎64-1330）

法人　所在地変更の証明
▶法人は必ず商業登記の変更を

商業登記の変更については、6月1日㈮（支店・従たる事務所の場合は6月8日㈮）までに本店を管轄する法務局で手続きしてください。

発行場所＝税務課

対象＝5月19日に同地区に所在地を有する法人

申請方法＝市ホームページにある申請書（社印を押印したもの）と、申請者の本人確認書類を持参してください

申請・問合せ先＝税務課（☎64-1317）

【問合せ先】
▼そのほかの町名地番変更の証明に関すること…管財情報課（☎64-1326）
▼三山木地区特定土地区画整理事業に関すること…三山木整備室（☎65-5540）

広告

広報紙に掲載の写真をご本人へ差し上げます。ご希望の人は秘書広報課（☎64-1320）へ
※市に著作権があるものに限ります

叙勲・褒章

㊙秘書広報課（☎64-1322）

春の叙勲

【瑞宝小綬章】

北川章光さん（元大阪府守口市門真市消防組合消防正監、大住）

御牧拓郎さん（同志社大学名誉教授、三山木）

【瑞宝双光章】

奥田理恵子さん（元（独）国立病院機構舞鶴医療センター看護部長、草内）

春の褒章

【藍綬褒章】

上村善彦さん（保護司、東）